(診療用放射性同位元素) 院電子断層撮影診療用放射性同位元素 **廃止後の措置届**

年 月 日

佐賀県知事様

住 所 〒 管理者 氏 名

電話番号()-

年 月 日付けで廃止した診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素については、下記のとおり措置しましたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第3項の規定により届出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	〒電話() -
放射性同位元素 汚 染 除 去 の		
放射性同位元素に 汚染された物の譲 廃 棄 の 柞		

注 診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。 汚染除去後の測定結果の写しを添付すること。

届出等の書類に記載されている個人情報については、当該業務以外の目的には使用しません。また、第三者に提供しません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。